

議案第 64 号

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

桐生市道路占用料徴収条例(平成 17 年桐生市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	440 円
	第 2 種電柱		680 円
	第 3 種電柱		920 円
	第 1 種電話柱		400 円
	第 2 種電話柱		630 円
	第 3 種電話柱		870 円
	その他の柱類		40 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	4 円
	地下に設ける電線その他の線類	1 年	2 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	390 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	240 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	790 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700 円
その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	790 円	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	17 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		24 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		36 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		47 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		71 円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		95円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		170円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		240円
	外径が1メートル以上のもの		470円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			790円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		870円
	地下に設ける通路		520円
	その他のもの		790円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日 17円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 170円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 170円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 1,700円
	標識		1本につき1年 630円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 17円
		その他のもの	1本につき1月 170円

	幕(令第7条第4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方メー トルにつき1日	17円
		その他のも の	その面積1平方メー トルにつき1月	170円
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	1,700円
		その他のも の		870円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー トルにつき1年	790円
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条 第5号に掲げる工 事用材料			占用面積1平方メー トルにつき1月	170円
令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条 第7号に掲げる施設				79円
令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下(当該路面下の地下 を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.017 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			Aに0.024 を乗じて得 た額
	地下(トンネルの 上の地下を除 く。)に設けるも の	階数が一の もの		Aに0.005 を乗じて得 た額
		階数が二の もの		Aに0.008 を乗じて得 た額
		階数が三以 上のもの		Aに0.01を 乗じて得た 額
その他のもの		Aに0.034 を乗じて得 た額		
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.017 を乗じて得 た額	

	その他のもの	Aに0.012 を乗じて得 た額
令第7条第10 号に掲げる施設 及び自動車駐車 場	建築物	Aに0.024 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.012 を乗じて得 た額
令第7条第11 号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに0.017 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得 た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034 を乗じて得 た額
令第7条第13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの	Aに0.017 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得 た額

別表備考6を次のように改める。

- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 64 号 桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の一部改正に伴い、桐生市が徴収する道路占用料の額について
所要の改正を行おうとするものです。